

福産医発第 125 号

平成17年1月7日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

福岡県産業医学協議会

会長 竹 嶋 康 弘



職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について

標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局長及び厚生労働省職業安定局長連名より日本医師会を通じて別添のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

本件は、厚生労働省において総合的な肝炎対策とウイルス性肝炎に関する情報の適正な取扱いがより一層推進されるよう「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項」を定め、事業場におけるウイルス性肝炎に対する適切な対応を促進するものであります。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和・友清 明



日医発第973号(地Ⅱ151)

平成16年12月21日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植 松 治 雄

職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では、事業場におけるウイルス性肝炎に対する適切な対応を促進するため、このたび別添の留意事項を定め、本職宛その周知方等につきまして協力依頼がありました。

本留意事項では、ウイルス性肝炎は通常の業務において労働者が感染したり、感染者が他の労働者に感染させることは考えられず、基本的に就業に当たっての問題はないが、事業者は、ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療を推進するとともに、事業場において肝炎ウイルス感染者に対する適切な対応を図るため、肝炎ウイルス検査や雇用管理等について留意する必要があるとしております。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、産業医ならびに貴会会員等に対する周知方につきまして貴職の特段のご高配をお願い申し上げます。





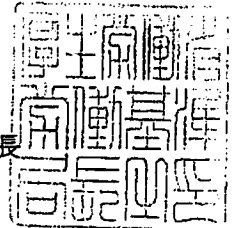
基発第1208004号

職発第1208004号

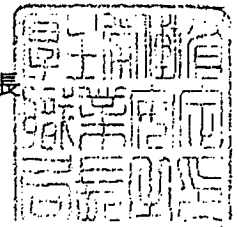
平成16年12月 8日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



厚生労働省職業安定局長



職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について

この度、過去に投与されたフィブリノゲン製剤により肝炎ウイルスに感染し、その感染を自覚していない者がいる可能性があることから、製剤を投与された者などに対し「C型肝炎等緊急総合対策」等で整備した検査体制の利用又は医療機関への受診を呼びかけることといたしました。

この一環として、今般、三菱ウェルファーマ社においてフィブリノゲン製剤を納入したとされる医療機関の名称等が、12月9日に公表される予定です。

つきましては、今回の公表を契機として総合的な肝炎対策とウイルス性肝炎に関する情報の適正な取扱いがより一層推進されることとなるよう、「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項」を別添のように定め、事業場におけるウイルス性肝炎に対する適切な対応を促進することとしたところです。

貴職におかれては、以上の状況を踏まえ、種々の機会を捉えて本留意事項の周知をお願いするとともに、産業保健活動に携わっておられる方々をはじめとする会員医師の皆様に対して、周知方ご協力をお願いいたします。

職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項

1. 趣 旨

ウイルス性肝炎は、通常の業務において労働者が感染したり、感染者が他の労働者に感染させたりすることは考えられず、また多くの場合肝機能が正常である状態が続くことから、基本的に就業に当たっての問題はない。

一方で、ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療を推進するとともに、事業場において肝炎ウイルス感染者に対する適切な対応を図る観点から、事業者は以下に示す事項に留意する必要がある。

2. 肝炎ウイルス検査について

我が国のC型肝炎ウイルスの持続感染者は、100万人から200万人存在すると推定され、症状がないために、自分自身の感染を把握していない者が多く、何ら治療等がなされないまま数十年後に肝硬変や肝がんへ移行するものがあるとされている。ウイルス性肝炎は早期に適切な治療を行うことで、完治したり、発症・進展を遅らせたりすることが可能なことから、厚生労働省では、自らの肝炎ウイルス保有の有無を確認することを勧奨している。

このため、事業者に対しても労働者が希望する場合においては、職域において実施される様々な健康診断等の際に肝炎ウイルスの検査を受診することや、自治体等が実施している肝炎ウイルス検査等を受診できるよう配慮することが望まれる。

なお、事業者が労働安全衛生法に基づく健康診断の機会をとらえて肝炎ウイルス検査を実施する場合は、労働者の個別の同意に基づいて実施するとともに、その結果については当該検査を実施した医療機関から直接本人に通知するものとし、本人の同意なく本人以外の者が不用意に健診受診の有無や結果などを知ることのないよう十分に配慮する必要がある。

3. 雇用管理等について

(1) 採用に当たって

事業者は、労働者の採用選考を行うに当たって、応募者の適性・能力を判断する上で真に合理的かつ客観的必要性がある場合を除き、肝炎ウイルス検査を行わないこと。

なお、真に必要な場合であっても、応募者に対して検査内容とその必要性についてあらかじめ十分な説明を行ったうえで実施する必要がある。

(2) 就業上の配慮について

ウイルス性肝炎は、多くの場合肝炎ウイルスが体内に持続的に存在していながら、数十年間、特に自覚症状もなく、肝機能も正常である状態が続く。したがって、そのような労働者のための就業上の配慮は特に必要はなく、また処遇について他の労働者と異なる扱いをする理由はない。もとより肝炎ウイルスに感染していることそれ自体は就業禁止や解雇の理由とならないことは言うまでもないものである。

また、肝炎ウイルスによる症状が見られる労働者については、他の病気を有する労働者と同様に、その病状等に応じ、必要に応じて産業医等と相談の上、合理的な就業上の配慮が必要である。